

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 14 条第 1 項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任について

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 14 条第 1 項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 10 条の規定により公示する。

令和 7 年 4 月 1 日

富良野市長 北 猛俊

- 1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務
建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日
令和 7 年 4 月 1 日